

不特定多数の人（100人程度以上）が集まるお祭りやイベントなどで
露店や屋台、キッチンカーを出店する場合は事前に届出が必要です!!

2013年8月、京都府福知山市の花火大会会場において、露店から出火した火災事故が発生し、死者3名、負傷者56名の被害を出しました。このことを踏まえ、不特定多数の人が集まる一時的な催しについて、次のとおり防火対策を講じることが義務付けられました。

《 該当となる催し 》

不特定多数の人（100人程度以上）が集まるお祭り、盆踊り、花火大会、展示会、学園祭、バザーなどで、**対象火気器具**を使用するもの

※ 近親者や町内会によるバーベキュー、幼稚園、保育園、児童館のお祭りなど、集合する者が個人的なつながりに留まるもの（相互に面識がある者が参加するもの）や、集合する人数が100人程度に達しないものは該当となりません。

「対象火気器具」ってなに？

気体燃料（プロパンガスなど）、液体燃料（ガソリン、灯油など）若しくは固体燃料（木炭、固形燃料など）を使用する器具又は電気を熱源とする器具をいい、以下のものが該当します。

例)



コンロ



グリドル



ストーブ



発電機



バーベキューコンロ

《 必要な防火対策 》

その1 「対象火気器具」を使う場合は、**消火器**を設置すること。



消火器は、原則として火気器具を取扱う者がそれぞれ準備すること。
ただし、初期消火を有効に行える場合は、複数の火気取扱者が共同して消火器を準備することができます。詳細は最寄りの消防署へお問い合わせください。

※ 「木炭」を燃料とするバーベキューコンロなどを「屋根のない場所」で使用する場合は消火器の代わりに水バケツ（8リットルを3個以上）とすることができます。

その2 「対象火気器具」を使う露店等（露店・屋台・キッチンカー等という。）を開設する場合は、最寄りの消防署へ**事前に届出**をすること。

露店等の数、開設場所、営業時間、消火器の設置本数などについて記載した「**露店等の開設届出書**」と「**露店等及び消火器の設置場所がわかる図面**」を最寄りの消防署へ提出してください。届出様式は、釧路市のホームページからダウンロード可能です。

多数の者の集合する催し 「消火器」 & 「露店の開設届出」のフローチャート

